

答申第 279 号

平成 17 年 8 月 10 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 10 月 22 日付けで諮問された県民からの電話対応記録等不存在の件（諮問第 318 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書を作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

- (1) 平成16年9月1日午前不服申立人が総務部人事課の特定の職員に対して電話にて依頼した内容を同日同職員が環境農政部廃棄物対策課長に伝えて聴取した内容を示す一切の記録
- (2) 平成16年9月3日午後総務部人事課の特定の職員と不服申立人が電話で交わした会話の内容を示す記録

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成16年9月3日付けで、神奈川県知事(以下「知事」という。)に対して、次に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。

ア 平成16年9月1日午前不服申立人が総務部人事課の特定の職員(以下「本件人事課職員」という。)に対して電話にて依頼した内容を同日本件人事課職員が環境農政部廃棄物対策課長(以下「本件課長」という。)に伝えて聴取した内容を示す一切の記録(以下「9月1日文書」という。)

イ 平成16年9月3日午後本件人事課職員と不服申立人が電話で交わした会話の内容を示す記録(以下「9月3日文書」という。)

- (2) これに対し、知事は、平成16年9月16日付けで、本件行政文書を作成していないため、存在しないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。
- (3) 不服申立人は、平成16年9月27日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 行政担当者の日常業務は、公金により行われることを考えると、本件行政文書に係る行為が、公金を用いて執行されたと外部に対して表示する必要がある場合、録音テープやそれに基づくテープ起し文書、また、他の手段のない場合、電話を受けた人のメモや記憶によってでも、本件行政文書を作成し、公開請求の対象とすべきである。
- (2) 実施機関は、不存在を理由として本件処分を行っているが、電話を受ける行為のみならず、不服申立人からの依頼に対する処理をいかに本件人事課職員が行ったかという点については、不服申立人の知る権利を保障すべきである。
- (3) 実施機関は、軽易なものについては文書を作成しなくともよいと説明しているが、担当者が軽易なものだと判断すると公開されないことになる。知事の名前で公開・非公開の決定をしているのであるから、軽易なものだと判断した資料が何かあるはずである。
- (4) 9月1日文書には、不服申立人と本件人事課職員とのやりとりの記録も請求対象に含まれる。実施機関が、人事課と廃棄物対策課とのやりとりの記録に請求対象を限定したのは、請求趣旨の読み違いである。
- (5) 本件処分は、行政の怠慢及び隠ぺい体質をこ塗するために行われた不当なものである。

4 実施機関（総務部人事課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、次のとおりである。

ア 平成 16 年 9 月 1 日午前不服申立人が本件人事課職員に対して電話にて依頼した内容を同日本件人事課職員が本件課長に伝えて聴取した内容を示す一切の記録

イ 平成 16 年 9 月 3 日午後本件人事課職員と不服申立人が電話で交わした会話の内容を示す記録

(2) 本件行政文書の存否について

ア 9月1日文書に係る会話の内容は、不服申立人から問い合わせがあっ

たことの伝達や、不服申立人の問い合わせに対する県の窓口の確認であり、また9月3日文書に係る会話の内容は、不服申立人の問い合わせに対する県の窓口が廃棄物対策課になることを不服申立人に伝えたものである。

不服申立人との会話の内容を本件人事課職員が覚えていたのは、人事課は外部からの電話を受けることがあまりない上、不服申立人との会話の内容が簡単なものであったためである。

イ 神奈川県行政文書管理規則(以下「規則」という。)第6条において、「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等(意思決定の経過、行政事務を管理するために必要な事項を含む。)を記録した行政文書を作成しなければならない」と定められている。

本件行政文書に係る会話の内容は、不服申立人からの問い合わせ内容の伝達及び県の窓口の確認を行った程度であるため、軽易なものに当たると判断し、行政文書を作成しなかったものであり、本件行政文書は存在しないため、公開拒否の決定をした。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

不服申立人は、本件公開請求のうち、9月1日文書に関する実施機関の請求対象文書の特定は誤っており、不服申立人と本件人事課職員とのやりとりの記録も本件公開請求に含まれると主張している。

しかし、本件公開請求に係る行政文書公開請求書に記載された「公開請求に係る行政文書の内容」から判断すると、不服申立人が請求対象としたのは、平成16年9月1日午前中に本件人事課職員に対して電話にて依頼した内容を同日本件人事課職員が本件課長に伝えて聴取した内容を示す一切の

記録であると認められる。不服申立人が主張しているような不服申立人と本件人事課職員とのやりとりの記録が、本件公開請求時において、請求対象文書に含まれる趣旨であったものと認めることはできない。したがって、実施機関が、9月1日文書に、不服申立人と本件人事課職員とのやりとりの記録を含めないとする判断を行ったことは、不合理であるとはいえない。

(3) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件行政文書に係る会話の内容は、不服申立人からの問い合わせ内容の伝達及び県の窓口の確認を行った程度であるため、軽易なものに当たると判断し、行政文書を作成していないと説明している。

イ 事務処理に当たっては、規則第6条に基づき、軽易なものを除き、その処理内容等を記録した行政文書を作成しなければならないが、9月1日文書に係る会話の内容は、不服申立人から問い合わせがあったことの伝達や、不服申立人の問い合わせに対する窓口の確認であり、9月3日文書に係る会話の内容は、不服申立人の問い合わせに対する県の窓口が廃棄物対策課になることの不服申立人への伝達であるため、こうしたものまでも行政文書として作成しなければならないとは解されず、実施機関の説明が不合理とはいえない。したがって、本件行政文書を作成していないとする実施機関の説明は、納得できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 10 月 22 日	諮問
10 月 26 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 16 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 22 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
4 月 18 日 (第 45 回部会)	審議
6 月 2 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
6 月 3 日 (第 47 回部会)	審議
7 月 22 日 (第 48 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉 準一	首都大学東京教授	
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 17 年 8 月 10 日現在）（五十音順）